

目次

第1章 総則

- 第1節 本学の目的（第1条）
- 第2節 点検及び評価並びに教育研究等の状況の公表（第2条・第3条）
- 第3節 本学の組織（第4条—第18条）
- 第4節 職員，組織の長及び学長等の職務（第19条—第33条）
- 第5節 教育研究評議会及び教授会（第34条・第35条）
- 第6節 学年，学期及び休業日（第36条—第38条）

第2章 学部通則

- 第1節 修業年限及び在学年限（第39条・第40条）
- 第2節 入学資格，入学時期及び入学者の選抜等（第41条—第43条）
- 第3節 教育課程の編成，教育内容等の改善のための組織的研修，開設計画，履修の方法，単位の計算方法，単位の授与，学修成果の評価，履修科目の登録の上限，他大学の授業科目の履修等（第44条—第59条）
- 第4節 卒業，学位の授与及び副専攻の認定証書の授与（第60条—第61条の2）
- 第5節 編入学，再入学，転部，転入学，休学，復学，転学，留学，退学及び除籍（第62条—第71条）
- 第6節 表彰及び懲戒（第72条・第73条）
- 第7節 検定料，入学料及び授業料（第74条—第79条）

第3章 補則

- 第1節 科目等履修生，研究生，特別聴講学生及び外国人留学生（第80条—第84条）
- 第2節 全学講義及び公開講座（第85条・第86条）
- 第3節 養護教諭特別別科（第87条）
- 第4節 寄宿舍（第88条—第90条）
- 第5節 特別の課程（第91条）

## 第6節 規則等への委任（第92条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### 第1節 本学の目的

（本学の目的）

第1条 新潟大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神にのっとり、有為な人材を育成して、人類の福祉と文化の向上とに貢献することを目的とする。

##### 第2節 点検及び評価並びに教育研究等の状況の公表

（点検及び評価）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育又は研究、組織及び運営並びに施設及び設備（第3項及び次条において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果については、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

3 前2項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

（教育研究等の状況の公表）

第3条 本学は、本学の教育研究等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって公表するものとする。

##### 第3節 本学の組織

（学部）

第4条 本学に、次に掲げる学部を置く。

人文学部

教育学部

法学部

経済学部

理学部

医学部

歯学部

工学部

農学部

創生学部

2 前項の学部置く学科又は課程並びにそれらの収容定員及び入学定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員	入学定員	第2年次編 入学定員	第3年次編 入学定員
人文学部	人文学科	人 912	人 225	人	人 6
教育学部	学校教員養成課程	880	220		
法学部	法学科	730	180		5
経済学部	経済学科				
	昼間コース	660	160		10
	夜間主コース	100	25		
	経営学科				
	昼間コース	430	105		5
夜間主コース	60	15			
	計	1,250	305		15
理学部	数学科	140	35		
	物理学科	180	45		
	化学科	140	35		
	生物学科	80	20		
	地質科学科	100	25		
	自然環境科学科	120	30		

	学部共通	20			10
	計	780	190		10
医学部	医学科	757	122	5	
	保健学科	680	160		20
	計	1,437	282	5	20
歯学部	歯学科	260	40		5
	口腔生命福祉学科	92	20		6
	計	352	60		11
工学部	機械システム工学科	352	88		
	電気電子工学科	292	73		
	情報工学科	256	64		
	福祉人間工学科	200	50		
	化学システム工学科	312	78		
	建設学科	312	78		
	機能材料工学科	196	49		
	学部共通	40			20
	計	1,960	480		20
農学部	農業生産科学科	220	55		
	応用生物化学科	200	50		
	生産環境科学科	200	50		
	学部共通	20			10
	計	640	155		10
創生学部	創生学修課程	260	65		
合計		9,201	2,162	5	97
備考 経済学部の「昼間コース」とは、昼間に授業を行うコースを、「夜間主コース」とは、主として夜間に授業を行うコースをいう。					

3 各学部は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表す

るものとする。

#### 第5条 削除

(附属病院)

第6条 医学部及び歯学部に、附属する共用の教育研究施設として、医歯学総合病院を置く。

(学部附属の教育研究施設)

第7条 理学部、工学部及び農学部に、学部附属の教育研究施設として、それぞれ次に掲げる施設を置く。

理学部 臨海実験所

工学部 工学力教育センター

農学部 フィールド科学教育研究センター

(附属学校)

第8条 教育学部に、次に掲げる附属学校を置く。

附属幼稚園

附属新潟小学校

附属長岡小学校

附属新潟中学校

附属長岡中学校

附属特別支援学校

(大学院)

第9条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する事項については、新潟大学大学院学則で定める。

(教育研究院)

第10条 本学に、学部及び研究科における教育活動の高度化と研究活動の飛躍的な発展を図るため、教育研究院を置く。

2 教育研究院は、学部教育及び大学院教育を主として担当する本学の専任の教員をもって組織する。

3 教育研究院に、次に掲げる学系を置く。

(1) 人文社会・教育科学系

(2) 自然科学系

(3) 医歯学系

4 前項の学系に、それぞれ複数の系列を置く。

(附置研究所)

第11条 本学に、大学附置の研究所として脳研究所及び災害・復興科学研究所を置く。

2 脳研究所に、研究所附属の研究施設として、統合脳機能研究センター及び生命科学リソース研究センターを置く。

(機構)

第12条 本学に、教育・学生支援機構、研究推進機構、地域創成推進機構及び学術情報基盤機構を置く。

2 教育・学生支援機構に、次に掲げる組織を置く。

(1) 学生支援センター

(2) キャリアセンター

(3) 全学教職支援センター

(4) グローバル教育センター

(5) 学位プログラム支援センター

3 研究推進機構に、次に掲げる組織を置く。

(1) 研究プロジェクト推進センター

(2) 基盤研究推進センター

(3) アイソトープ総合センター

(4) 機器分析センター

(5) 旭町地区放射性同位元素共同利用施設

(6) 朱鷺・自然再生学研究センター

(7) 超域学術院

4 学術情報基盤機構に、次に掲げる組織を置く。

(1) 附属図書館

(2) 情報基盤センター

(3) 旭町学術資料展示館

(本部)

第13条 本学に，経営戦略本部，危機管理本部及び保健管理・環境安全本部を置く。

2 経営戦略本部に，次に掲げる組織を置く。

- (1) 学長室
- (2) IR推進室
- (3) 評価センター
- (4) 広報センター
- (5) 男女共同参画推進室
- (6) 教育戦略統括室
- (7) 国際戦略統括室

3 危機管理本部に，危機管理室を置く。

4 保健管理・環境安全本部に，次に掲げる組織を置く。

- (1) 保健管理センター
- (2) 環境安全推進室

第14条から第16条まで 削除

(事務局)

第17条 本学に，事務局を置く。

(組織等の設置)

第18条 本学に，第4条から前条までに定める組織等のほか，学長が定めるところにより，その他の組織を置くことができる。

第4節 職員，組織の長及び学長等の職務

(職員)

第19条 本学に，次に掲げる職員を置く。

学長

副学長

教授

准教授

講師

助教

助手

副園長

副校長

教頭

主幹教諭

指導教諭

教諭

養護教諭

栄養教諭

事務職員

技術職員

教務職員

その他必要な職員

(学部長)

第20条 学部に、それぞれ学部長を置く。

(附属病院の長)

第21条 医歯学総合病院に、病院長を置く。

(学部附属の教育研究施設の長)

第22条 学部附属の教育研究施設に、それぞれ長を置く。

(附属学校の長)

第23条 教育学部の附属学校に、それぞれ校長(幼稚園にあつては、園長)を置く。

(学系長等)

第24条 教育研究院の学系に、それぞれ学系長を置く。

2 学系の系列に、それぞれ系列長を置く。

(附置研究所長等)

第25条 附置研究所に、それぞれ所長を置く。

2 脳研究所附属の研究施設に、それぞれ長を置く。

(機構長等)

第26条 機構に、それぞれ機構長を置く。

2 第12条第2項から第6項までの規定により置くこととされる組織に、それぞれ長を置く。

(本部長等)

第27条 本部に、それぞれ本部長を置く。

2 第13条第2項から第5項までの規定により置くこととされる組織に、それぞれ長を置く。

第28条から第30条まで 削除

(組織の長の任命等)

第31条 第20条から第27条までに規定する組織の長の選考、任命、任期等に関し必要な事項は、新潟大学組織の長等に関する規則（以下「組織の長等に関する規則」という。）で定める。

(組織の長を補佐する者)

第32条 第20条から第27条までに規定する組織の長の職務を補佐するために置く副学部長その他の職は、組織の長等に関する規則において定める。

(学長、副学長及び学部長等の職務)

第33条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 副学長は、学長の職務を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 第20条から第27条までに規定する組織の長は、それぞれその組織に関する校務をつかさどる。

## 第5節 教育研究評議会及び教授会

(教育研究評議会)

第34条 本学の教育研究に関する重要事項の審議は、教育研究評議会において行う。

(教授会)

第35条 学部及び附置研究所に、それぞれ教授会を置く。

## 第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第36条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第37条 前条の学年を、次の2学期に分ける。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期の授業期間は、前半及び後半に分けることができる。

(休業日)

第38条 本学の休業日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 夏期休業（8月11日から9月30日まで）
- (4) 冬期休業（12月27日から翌年1月6日まで）
- (5) 春期休業（3月11日から3月31日まで）

2 必要がある場合は、各学部は、前項の休業日を変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、各学部は、臨時の休業日を定めることができる。

4 休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めようとするときは、あらかじめ学長の承認を得なければならない。

## 第2章 学部通則

### 第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第39条 本学の学部の修業年限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人文学部, 教育学部, 法学部, 経済学部, 理学部, 医学部(保健学科に限る。), 歯学部(口腔生命福祉学科に限る。), 工学部, 農学部及び創生学部においては、4年とする。
- (2) 医学部(医学科に限る。)及び歯学部(歯学科に限る。)においては、6年とする。

2 本学において科目等履修生として一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他を勘案して学部が定める期間を、当該学部(医学部にあつては医学科又は保健学科, 歯学部にあつては歯学科又は口腔生命福祉学科。次条及び第66条第1項において同じ。)の修業年限の2分の1を超えない範囲で、修業年限に通算することができる。

きる。

(在学年限)

第40条 学生が本学の学部に進学することができる年限は、その学部の修業年限の2倍を超えることができない。ただし、医学部医学科の第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次並びに第5年次及び第6年次の各2学年間におけるそれぞれの在学年限にあつては、4年を超えることができない。

第2節 入学資格、入学時期及び入学者の選抜等

(入学資格)

第41条 本学の学部に進学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に進学した者であつて、当該者その後本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

2 前項の規定にかかわらず、高等学校に2年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学の各学部が定める分野において特に優れた資質を有すると認めたものは、本学の学部に入學することができる。

（入學の時期）

第42条 本学の学部の入學の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2学期の始めに入學させることができる。

（入學者の選抜等）

第43条 本学の学部に入學を志願する者については、別に定めるところにより入學者の選抜を行う。

2 前項の入學者選抜における合格者の認定は、その学部の教授会の議を経て、学長が行う。

（入學の許可）

第43条の2 合格者が、所定の期日までに、所定の入學料を納付したとき（入學料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された場合を含む。）は、学長はその入學を許可する。

第3節 教育課程の編成、教育内容等の改善のための組織的研修、開設計画、履修の方法、単位の計算方法、単位の授与、学修成果の評価、履修科目の登録の上限、他大学の授業科目の履修等

（教育課程の編成方針）

第44条 本学は、本学及び学部等（学部及び学科又は課程をいう。以下この条及び次条において同じ。）の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

（教育課程の編成方法等）

第45条 本学は、教養教育に関する授業科目及び専門教育に関する授業科目を総合した教育課程を編成するものとする。

- 2 前項の教育課程は、到達目標を明示した教育課程（以下、「主専攻プログラム」という。）又は到達目標を学生自らが創造する教育課程とする。
- 3 本学は、前項の教育課程のほか、学生が履修する主専攻プログラムに係る分野と異なる特定分野又は特定課題（以下「副専攻」という。）に関する教育課程（以下「副専攻プログラム」という。）を編成するものとする。
- 4 教育課程の編成に当たっては、授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に適切に配当するものとする。
- 5 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用による多様な方法により実施するものとする。
- 6 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 7 第4項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第46条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（授業科目の開設計画）

第47条 各年度における授業科目の開設計画は、各学部の教育課程に基づき、新潟大学における授業科目の開設に関する規程の定めるところに従い、教育・学生支援機構が決定するものとする。

2 教育・学生支援機構は、前項の開設計画の決定に当たり、各学部及び教育研究院と密接に連携しなければならない。

（授業科目の履修方法等）

第48条 授業科目の区分並びにそれらの単位数、履修方法等は、新潟大学における授業科目の区分等に関する規則及び各学部の定めるところによる。

（単位の計算方法）

第49条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による

教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

3 個々の授業科目の単位の計算方法は、前2項の規定に基づき、教育・学生支援機構が定める。

(単位の授与)

第50条 授業科目の修了の認定は、その授業科目についての出席及び試験の成績等に基づき行うものとし、それに合格した学生には、所定の単位を与える。ただし、前条第2項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第51条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第52条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修

科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

- 2 各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に規定する単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(1年間の授業期間)

第53条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第54条 削除

(他の大学等における授業科目の履修等)

第55条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生がその学部が協議をした他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 学生は、前項の他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ所属する学部の承認を受けなければならない。
- 3 前2項の規定に基づき学生が修得した他の大学又は短期大学の授業科目の単位については、60単位を超えない範囲で、その学部で修得したものとみなすことができる。
- 4 前3項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(休学期間中の外国の大学等における授業科目の履修等)

第55条の2 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が休学期間中に外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条第3項及び第4項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第56条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が行う短期大学又は高等専門学校  
の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、所属する学部  
における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、第55条第3項及び第4項並び  
に前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて  
60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第57条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に他の大  
学又は短期大学若しくは外国の大学等において履修した授業科目について修得し  
た単位(大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、  
本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に行った前条  
第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与える  
ことができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、  
編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについて  
は、第55条第3項及び第4項、第55条の2第1項並びに前条第1項の規定により  
本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとし  
る。

(長期にわたる教育課程の履修)

第58条 各学部は、その定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情  
により、第39条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に  
教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履  
修を認めることができる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第59条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする学生は、教育職員免許法  
(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26  
号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部及び学科又は課程において所要資格を取得することができる教員の免許状の種類は、各学部が定めるところによる。

第4節 卒業、学位の授与及び副専攻の認定証書の授与  
(卒業)

第60条 卒業の要件は、第39条第1項に規定する修業年限以上在学し、かつ、各学部の定めるところにより、所定の授業科目及び単位数(124単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては、188単位以上)を修得するものとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数(以下「卒業要件単位数」という。)のうち、第45条第5項の授業の方法により修得することができる単位数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 卒業要件単位数が124単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては、188単位。以下同じ。)の場合は、60単位を超えないものとする。

(2) 卒業要件単位数が124単位を超える場合は、第45条第4項の授業の方法により64単位以上(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては、128単位以上)の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

3 学校教育法第89条の規定により、本学の学部の学生(医学部医学科及び歯学部歯学科に在学するものを除く。)でその学部に3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が、卒業の要件としてその学部の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第39条第1項第1号の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。この場合において、各学部は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第147条に規定する要件を満たさなければならない。

4 第1項に規定する卒業の要件を満たした学生に対する卒業及び前項に規定する卒業の認定は、その学部の教授会の議を経て、学長が行う。

(学士の学位の授与)

第61条 本学の学部を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称その他学士の学位に関し必要な事項については、新潟大学学位規則で定める。

(副専攻の認定証書の授与)

第61条の2 副専攻プログラムの授業科目について所定の単位を修得し、その副専攻の学習成果の認定を受けた者には、前条の学士の学位と併せて副専攻認定証書を授与する。

第5節 編入学，再入学，転部，転入学，休学，復学，転学，留学，退学  
及び除籍

(編入学)

第62条 本学の学部編入学を志願する者がある場合は、学期の始めに限り、各学部の定めるところにより選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、その学部の相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定によるもののほか、第4条第2項の表に第2年次編入学定員又は第3年次編入学定員の定めがある学部編入学を志願する者がある場合は、その学部の定めるところにより選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、入学を許可する。

3 前2項における入学の許可については、第43条の2の規定を準用する。

4 第1項及び第2項の規定により編入学することができる者の入学資格については、別に定める。

5 第1項及び第2項の規定により編入学を許可された者の入学前に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その学部が認定する。

(再入学)

第63条 本学の学部を第70条の規定により退学した者又は第71条第1号若しくは第4号に該当し除籍された者で、同一の学部編入学を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより、学期の始めに限り、選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、その学部の相当年次に入学を許可することがある。

2 前項における入学の許可については、第43条の2の規定を準用する。

3 前項の規定により再入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その学部が認定する。

(転部及び転入学)

第64条 本学の学部の学生で本学の他の学部編入学を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより、学期の始めに限り、選考の上、転部を許可すること

がある。

2 他の大学に在学している者及び我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で本学の学部転入学を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより、学期の始めに限り、選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、入学を許可することがある。

3 前項における入学の許可については、第43条の2の規定を準用する。

4 前2項の規定により転部又は転入学を許可された学生の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その学部が認定する。

（休学）

第65条 疾病その他の事由により、引き続き2月以上修学することができない学生は、所属する学部の学部長の承認を受けて、その学期又は学年に限り、休学することができる。

2 疾病その他の事由によって、修学することが不相当と認められる学生に対しては、その学生が所属する学部の学部長は、休学を命ずることができる。

（休学期間）

第66条 休学期間は、延長することができる。ただし、休学期間は、通算してその学生が所属する学部の修業年限を超えることができない。

2 医学部医学科における前項ただし書きの適用については、原則として第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次並びに第5年次及び第6年次の各2学年間におけるそれぞれの休学期間は、通算して2年を超えることができないものとする。

3 休学期間は、第40条の在学年限に算入しない。

（復学）

第67条 休学期間が満了した学生は、復学しなければならない。

2 休学期間中にその事由が消滅した場合は、復学することができる。

3 復学しようとするときは、あらかじめ所属する学部の学部長へ届け出なければならない。

(転学)

第68条 学生は、他の大学に転学しようとする場合は、あらかじめ所属する学部の学部長の許可を受けなければならない。

(留学)

第69条 学生は、外国の大学等に留学しようとする場合は、あらかじめ所属する学部の学部長の承認を受けなければならない。

2 留学した期間は、第39条第1項に規定する修業年限及び第40条に規定する在学年限に算入する。

(退学)

第70条 病気その他やむを得ない事由がある場合は、退学することができる。

2 退学しようとするときは、所属する学部の学部長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第71条 次の各号のいずれかに該当する学生は、その学生が所属する学部の教授会の議を経て、学部長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第40条に規定する在学年限を超えた者
- (3) 第66条第1項ただし書に規定する休学期間を超えた者
- (4) 入学料の免除又は徴収猶予を願い出て、許可されなかった者及び入学料の半額免除又は徴収猶予を許可された者で所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなかった者
- (5) 行方不明の届出のあった者

第6節 表彰及び懲戒

(表彰)

第72条 学長は、表彰に値する行為があった学生を表彰することができる。

2 前項のほか、学部長は、その学部に所属する学生で表彰に値する行為があった者を表彰することができる。

(懲戒)

第73条 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があっ

たときは、学長が懲戒を行うものとする。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

#### 第7節 検定料、入学料及び授業料

(検定料)

第74条 本学の学部にて、入学、編入学、再入学及び転入学を出願する者は、本学が定める額の検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第75条 入学者の選抜並びに編入学、再入学及び転入学の選考に合格した者は、所定の期日までに本学が定める額の入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第76条 授業料の額は、本学が定めるものとし、前期及び後期の2期に分け、それぞれ次の期において、年額の2分の1に相当する額を徴収する。

前期 4月

後期 10月

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、その年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 入学年度の前期若しくは後期に係る授業料又は入学年度の前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(復学、転学、退学及び停学の場合の授業料)

第77条 学期の途中で復学する場合は、その月分からの授業料を徴収する。

2 学期の途中において、第68条の規定に基づき転学し、若しくは第70条の規定に基づき退学し、又は第73条第2項の退学を命ぜられた場合は、その転学若しくは退学した日又は退学を命ぜられた日の属する前条第1項に規定するその期の授業料を徴収する。

3 第73条第2項に規定する停学を命ぜられた場合は、その期間中の授業料を徴収する。

(納付した検定料、入学料及び授業料の取扱い)

第78条 納付した検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、次の各号の

いずれかに該当する場合には、納付した者等の申出により、その各号において定める額を還付する。

- (1) 出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下2段階目の選抜」という。）を行う場合において検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となった場合 別に定める第2段階目の選抜に係る検定料の額
  - (2) 学部の一般選抜及び欠員補充第2次募集の出願受付後において、出願した者が大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明し、本学が当該選抜の受験を認めなかった場合 別に定める第2段階目の選抜に係る検定料相当額
  - (3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかった場合 その検定料相当額
  - (4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかった場合 その入学料相当額
  - (5) 入学を許可するときに授業料を納付した者が、学年の始めに入学する場合は3月31日まで、第2学期の始めに入学する場合は9月30日までに入学を辞退した場合 その授業料相当額
  - (6) 前期に係る授業料の徴収の際、後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期に係る授業料の徴収時期前に休学若しくは退学した場合又は死亡若しくは行方不明のため除籍した場合 後期に係る授業料相当額
  - (7) 前期に係る授業料の徴収の際、後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期に係る授業料の徴収時期中に休学した場合 別に定める授業料の免除相当額
- 2 前項の規定にかかわらず、検定料、入学料又は授業料を納付した後に次条の規定により当該検定料、入学料又は授業料を免除した場合は、その免除相当額を還付する。

（検定料、入学料及び授業料の免除及び徴収猶予）

第79条 検定料は、別に定めるところにより、免除することがある。

2 入学料は、別に定めるところにより、免除又は徴収猶予することがある。

3 授業料は、別に定めるところにより、免除又は徴収猶予することがある。

### 第3章 補則

## 第1節 科目等履修生，研究生，特別聴講学生及び外国人留学生

### (科目等履修生)

第80条 本学の学生以外の者で，本学の学部において一又は複数の授業科目の履修を志望する者がある場合は，選考の上，科目等履修生として入学を許可することがある。

### (研究生)

第81条 本学の学生以外の者で，本学の学部，附置研究所その他学内組織において，特定の専門事項について研究を志望する者がある場合は，選考の上，研究生として入学を許可することがある。

### (特別聴講学生)

第82条 他の大学の学部又は他の短期大学の学生で，本学の学部又はグローバル教育センターにおいて授業科目（グローバル教育センターにあつては，短期留学プログラムに係る授業科目）の履修を希望する者がある場合は，その他の大学等との協議に基づき，選考の上，特別聴講学生として入学を許可することがある。

### (学部通則の適用)

第83条 本節に規定する科目等履修生，研究生及び特別聴講学生には，第36条から第38条まで，第70条から第73条及び第78条本文の規定を適用する。

2 科目等履修生，研究生及び特別聴講学生に係る検定料，入学料及び授業料については，別に定める。

### (外国人留学生)

第84条 外国人で，大学において教育を受ける目的をもって入国し，本学の学部に入學を志願する者があるときは，特別に選考の上，外国人留学生として入学を許可することがある。

## 第2節 全学講義及び公開講座

### (全学講義)

第85条 学生の総合的知見を高めるため，全学講義を開催する。

### (公開講座)

第86条 広く地域社会に生涯学習の機会を提供するため，公開講座を開設する。

## 第3節 養護教諭特別別科

(養護教諭特別別科)

第87条 本学に、養護教諭特別別科を置く。

#### 第4節 寄宿舍

(寄宿舍)

第88条 本学に、寄宿舍を置く。

(寄宿料)

第89条 寄宿料は、本学が定める額とし、徴収方法については、別に定める。

2 納付した寄宿料は、還付しない。

(寄宿料の免除)

第90条 寄宿料は、別に定めるところにより、免除することがある。

#### 第5節 特別の課程

(特別の課程)

第91条 本学の学生以外の者を対象として、学校教育法第105条に規定する特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

#### 第6節 規則等への委任

第92条 この学則に特別の定めがあるもののほか、この学則の規定に基づく組織の内部組織、運営等に関し必要な事項及びこの学則を実施するため必要な手続等については、学長、組織の長等が規則、規程等で定めることができる。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の規定中法学部及び歯学部口腔生命福祉学科の第3年次編入学定員に係る部分は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号）第2条の規定による廃止前の国立学校設置法に基づく新潟大学（以下「旧新潟大学」という。）の教育学部及び歯学部附属歯科技工士学校（以下「学部等」という。）は、第4条及び第7条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学部等に在学する者が当該学部等に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、当該学部等に在学する者の教育課程等は、なお旧新潟大学の学則の例による。

3 第4条第2項の表に掲げる学生の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成29年度から平成31年度までの間は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	平成29年度	平成30年度	平成31年度
人文学部	人文学科	人 912	人 912	人 912
教育学部	学校教員養成課程	880	880	880
	学習社会ネットワーク課程	<u>135</u>	<u>90</u>	<u>45</u>
	生活科学課程	<u>45</u>	<u>30</u>	<u>15</u>
	健康スポーツ科学課程	<u>90</u>	<u>60</u>	<u>30</u>
	芸術環境創造課程	<u>180</u>	<u>120</u>	<u>60</u>
	計	<u>1,330</u>	<u>1,180</u>	<u>1,030</u>
法学部	法学科	730	730	730
経済学部	経済学科			
	昼間コース	660	660	660
	夜間主コース	100	100	100
	経営学科			
	昼間コース	430	430	430
	夜間主コース	60	60	60
計	1,250	1,250	1,250	
理学部	数学科	140	140	140
	物理学科	180	180	180
	化学科	140	140	140
	生物学科	80	80	80
	地質科学科	100	100	100
	自然環境科学科	120	120	120
	学部共通	20	20	20

	計	780	780	780
医学部	医学科	753	755	757
	保健学科	680	680	680
	計	1,433	1,435	1,437
歯学部	歯学科	260	260	260
	口腔生命福祉学科	92	92	92
	計	352	352	352
工学部	機械システム工学科	352	352	352
	電気電子工学科	292	292	292
	情報工学科	256	256	256
	福祉人間工学科	200	200	200
	化学システム工学科	312	312	312
	建設学科	312	312	312
	機能材料工学科	196	196	196
	学部共通	40	40	40
	計	1,960	1,960	1,960
農学部	農業生産科学科	220	220	220
	応用生物化学科	200	200	200
	生産環境科学科	200	200	200
	学部共通	20	20	20
	計	640	640	640
創生学部	創生学修課程	65	130	195
合計		9,452	9,369	9,286

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年5月27日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度以前に入学し、現に在学する者の在学年限及び休学期間の取扱いについては、改正後の第40条及び第66条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成18年10月27日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 教育人間科学部は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該学部にて在学する者が当該学部にて在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の規定中人文学部の第3年次編入学定員に係る部分は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年12月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

新潟大学学則新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 本学の目的（第1条）</p> <p>第2節 点検及び評価並びに教育研究等の状況の公表（第2条・第3条）</p> <p>第3節 本学の組織（第4条—第18条）</p> <p>第4節 職員，組織の長及び学長等の職務（第19条—第33条）</p> <p>第5節 教育研究評議会及び教授会（第34条・第35条）</p> <p>第6節 学年，学期及び休業日（第36条—第38条）</p> <p>第2章 学部通則</p> <p>第1節 修業年限及び在学年限（第39条・第40条）</p> <p>第2節 入学資格，入学時期及び入学者の選抜等（第41条—第43条）</p> <p>第3節 教育課程の編成，教育内容等の改善のための組織的研修，開設計画，履修の方法，単位の計算方法，単位の授与，学修成果の評価，履修科目の登録の上限，他大学の授業科目の履修等（第44条—第59条）</p> <p>第4節 卒業，学位の授与及び副専攻の認定証書の授与（第60条—第61条の2）</p> <p>第5節 編入学，再入学，転部，転入学，休学，復学，転学，留学，退学及び除籍（第62条—第71条）</p> <p>第6節 表彰及び懲戒（第72条・第73条）</p> <p>第7節 検定料，入学料及び授業料（第74条—第79条）</p> <p>第3章 補則</p> <p>第1節 科目等履修生，研究生，特別聴講学生及び外国人留学生（第80条—第84条）</p> <p>第2節 全学講義及び公開講座（第85条・第86条）</p> <p>第3節 養護教諭特別別科（第87条）</p> <p>第4節 寄宿舍（第88条—第90条）</p> <p>第5節 特別の課程（第91条）</p> <p>第6節 規則等への委任（第92条）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 本学の目的（第1条）</p> <p>第2節 点検及び評価並びに教育研究等の状況の公表（第2条・第3条）</p> <p>第3節 本学の組織（第4条—第18条）</p> <p>第4節 職員，組織の長及び学長等の職務（第19条—第33条）</p> <p>第5節 教育研究評議会及び教授会（第34条・第35条）</p> <p>第6節 学年，学期及び休業日（第36条—第38条）</p> <p>第2章 学部通則</p> <p>第1節 修業年限及び在学年限（第39条・第40条）</p> <p>第2節 入学資格，入学時期及び入学者の選抜等（第41条—第43条）</p> <p>第3節 教育課程の編成，教育内容等の改善のための組織的研修，開設計画，履修の方法，単位の計算方法，単位の授与，学修成果の評価，履修科目の登録の上限，他大学の授業科目の履修等（第44条—第59条）</p> <p>第4節 卒業，学位の授与及び副専攻の認定証書の授与（第60条—第61条の2）</p> <p>第5節 編入学，再入学，転部，転入学，休学，復学，転学，留学，退学及び除籍（第62条—第71条）</p> <p>第6節 表彰及び懲戒（第72条・第73条）</p> <p>第7節 検定料，入学料及び授業料（第74条—第79条）</p> <p>第3章 補則</p> <p>第1節 科目等履修生，研究生，特別聴講学生及び外国人留学生（第80条—第84条）</p> <p>第2節 全学講義及び公開講座（第85条・第86条）</p> <p>第3節 養護教諭特別別科（第87条）</p> <p>第4節 寄宿舍（第88条—第90条）</p> <p>第5節 特別の課程（第91条）</p> <p>第6節 規則等への委任（第92条）</p>

附則

第1章 総則

第1節 本学の目的

(本学の目的)

第1条 新潟大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神にのっとり、有為な人材を育成して、人類の福祉と文化の向上とに貢献することを目的とする。

第2節 点検及び評価並びに教育研究等の状況の公表

(点検及び評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育又は研究、組織及び運営並びに施設及び設備（第3項及び次条において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果については、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

3 前2項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

(教育研究等の状況の公表)

第3条 本学は、本学の教育研究等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって公表するものとする。

第3節 本学の組織

(学部)

第4条 本学に、次に掲げる学部を置く。

人文学部  
教育学部  
法学部  
経済学部  
理学部  
医学部

附則

第1章 総則

第1節 本学の目的

(本学の目的)

第1条 新潟大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神にのっとり、有為な人材を育成して、人類の福祉と文化の向上とに貢献することを目的とする。

第2節 点検及び評価並びに教育研究等の状況の公表

(点検及び評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育又は研究、組織及び運営並びに施設及び設備（第3項及び次条において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果については、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

3 前2項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

(教育研究等の状況の公表)

第3条 本学は、本学の教育研究等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって公表するものとする。

第3節 本学の組織

(学部)

第4条 本学に、次に掲げる学部を置く。

人文学部  
教育学部  
法学部  
経済学部  
理学部  
医学部

歯学部 工学部 農学部 創生学部						歯学部 工学部 農学部					
2 前項の学部置く学科又は課程並びにそれらの収容定員及び入学定員は、次の表に掲げるとおりとする。						2 前項の学部置く学科又は課程並びにそれらの収容定員及び入学定員は、次の表に掲げるとおりとする。					
学部	学科又は課程	収容定員	入学定員	第2年次編入学定員	第3年次編入学定員	学部	学科又は課程	収容定員	入学定員	第2年次編入学定員	第3年次編入学定員
人文学部	人文学科	人 912	人 225	人	人 6	人文学部	人文学科	人 912	人 225	人	人 6
教育学部	学校教員養成課程	880	220			教育学部	学校教員養成課程	880	220		
							学習社会ネットワーク課程	180	45		
							生活科学課程	60	15		
							健康スポーツ科学課程	120	30		
							芸術環境創造課程	240	60		
	計	880	220			計	1,480	370			
法学部	法学科	730	180		5	法学部	法学科	730	180		5
経済学部	経済学科					経済学部	経済学科				
	昼間コース	660	160		10		昼間コース	660	160		10
	夜間主コース	100	25				夜間主コース	100	25		
	経営学科						経営学科				
	昼間コース	430	105		5		昼間コース	430	105		5
夜間主コース	60	15			夜間主コース	60	15				
	計	1,250	305		15	計	1,250	305		15	
理学部	数学科	140	35			理学部	数学科	140	35		
	物理学科	180	45				物理学科	180	45		
	化学科	140	35				化学科	140	35		
	生物学科	80	20				生物学科	80	20		
	地質科学科	100	25				地質科学科	100	25		

	自然環境科学科	120	30				自然環境科学科	120	30		
	学部共通	20			10		学部共通	20			10
	計	780	190		10		計	780	190		10
医学部	医学科	757	122	5			医学部	757	122	5	
	保健学科	680	160		20		保健学科	680	160		20
	計	1,437	282	5	20		計	1,437	282	5	20
歯学部	歯学科	260	40		5		歯学部	260	40		5
	口腔生命福祉学科	92	20		6		口腔生命福祉学科	92	20		6
	計	352	60		11		計	352	60		11
工学部	機械システム工学科	352	88				工学部	機械システム工学科	352	88	
	電気電子工学科	292	73				電気電子工学科	292	73		
	情報工学科	256	64				情報工学科	256	64		
	福祉人間工学科	200	50				福祉人間工学科	200	50		
	化学システム工学科	312	78				化学システム工学科	312	78		
	建設学科	312	78				建設学科	312	78		
	機能材料工学科	196	49				機能材料工学科	196	49		
	学部共通	40			20		学部共通	40			20
	計	1,960	480		20		計	1,960	480		20
農学部	農業生産科学科	220	55				農学部	農業生産科学科	220	55	
	応用生物化学科	200	50				応用生物化学科	200	50		
	生産環境科学科	200	50				生産環境科学科	200	50		
	学部共通	20			10		学部共通	20			10
	計	640	155		10		計	640	155		10
創生学部	創生学修課程	260	65								
合計		9,201	2,162	5	97		合計	9,541	2,247	5	97
備考 経済学部の「昼間コース」とは、昼間に授業を行うコースを、「夜間主コース」とは、主として夜間に授業を行うコースをいう。						備考 経済学部の「昼間コース」とは、昼間に授業を行うコースを、「夜間主コース」とは、主として夜間に授業を行うコースをいう。					
3 各学部は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研						3 各学部は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研					

究上の目的を定め、公表するものとする。

第5条 削除

(附属病院)

第6条 医学部及び歯学部に、附属する共用の教育研究施設として、医歯学総合病院を置く。

(学部附属の教育研究施設)

第7条 理学部、工学部及び農学部に、学部附属の教育研究施設として、それぞれ次に掲げる施設を置く。

理学部 臨海実験所

工学部 工学力教育センター

農学部 フィールド科学教育研究センター

(附属学校)

第8条 教育学部に、次に掲げる附属学校を置く。

附属幼稚園

附属新潟小学校

附属長岡小学校

附属新潟中学校

附属長岡中学校

附属特別支援学校

(大学院)

第9条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する事項については、新潟大学大学院学則で定める。

(教育研究院)

第10条 本学に、学部及び研究科における教育活動の高度化と研究活動の飛躍的な発展を図るため、教育研究院を置く。

2 教育研究院は、学部教育及び大学院教育を主として担当する本学の専任の教員をもって組織する。

3 教育研究院に、次に掲げる学系を置く。

(1) 人文社会・教育科学系

(2) 自然科学系

究上の目的を定め、公表するものとする。

第5条 削除

(附属病院)

第6条 医学部及び歯学部に、附属する共用の教育研究施設として、医歯学総合病院を置く。

(学部附属の教育研究施設)

第7条 理学部、工学部及び農学部に、学部附属の教育研究施設として、それぞれ次に掲げる施設を置く。

理学部 臨海実験所

工学部 工学力教育センター

農学部 フィールド科学教育研究センター

(附属学校)

第8条 教育学部に、次に掲げる附属学校を置く。

附属幼稚園

附属新潟小学校

附属長岡小学校

附属新潟中学校

附属長岡中学校

附属特別支援学校

(大学院)

第9条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する事項については、新潟大学大学院学則で定める。

(教育研究院)

第10条 本学に、学部及び研究科における教育活動の高度化と研究活動の飛躍的な発展を図るため、教育研究院を置く。

2 教育研究院は、学部教育及び大学院教育を主として担当する本学の専任の教員をもって組織する。

3 教育研究院に、次に掲げる学系を置く。

(1) 人文社会・教育科学系

(2) 自然科学系

(3) 医歯学系

4 前項の学系に、それぞれ複数の系列を置く。

(附置研究所)

第11条 本学に、大学附置の研究所として脳研究所及び災害・復興科学研究所を置く。

2 脳研究所に、研究所附属の研究施設として、統合脳機能研究センター及び生命科学リソース研究センターを置く。

(機構)

第12条 本学に、教育・学生支援機構、研究推進機構、地域創生推進機構及び学術情報基盤機構を置く。

2 教育・学生支援機構に、次に掲げる組織を置く。

- (1) 学位プログラム支援センター
- (2) 学生支援センター
- (3) キャリアセンター
- (4) 全学教職支援センター
- (5) グローバル教育センター

3 研究推進機構に、次に掲げる組織を置く。

- (1) 研究プロジェクト推進センター
- (2) 基盤研究推進センター
- (3) アイソトープ総合センター
- (4) 機器分析センター
- (5) 旭町地区放射性同位元素共同利用施設
- (6) 朱鷺・自然再生学研究センター
- (7) 超域学術院

4 学術情報基盤機構に、次に掲げる組織を置く。

- (1) 附属図書館
- (2) 情報基盤センター
- (3) 旭町学術資料展示館

(本部)

第13条 本学に、経営戦略本部、危機管理本部及び保健管理・環境安全本部を置く。

2 経営戦略本部に、次に掲げる組織を置く。

(3) 医歯学系

4 前項の学系に、それぞれ複数の系列を置く。

(附置研究所)

第11条 本学に、大学附置の研究所として脳研究所及び災害・復興科学研究所を置く。

2 脳研究所に、研究所附属の研究施設として、統合脳機能研究センター及び生命科学リソース研究センターを置く。

(機構)

第12条 本学に、教育・学生支援機構、研究推進機構、地域創生推進機構及び学術情報基盤機構を置く。

2 教育・学生支援機構に、次に掲げる組織を置く。

- (1) 学位プログラム支援センター
- (2) 学生支援センター
- (3) キャリアセンター
- (4) 全学教職支援センター
- (5) グローバル教育センター

3 研究推進機構に、次に掲げる組織を置く。

- (1) 研究プロジェクト推進センター
- (2) 基盤研究推進センター
- (3) アイソトープ総合センター
- (4) 機器分析センター
- (5) 旭町地区放射性同位元素共同利用施設
- (6) 朱鷺・自然再生学研究センター
- (7) 超域学術院

4 学術情報基盤機構に、次に掲げる組織を置く。

- (1) 附属図書館
- (2) 情報基盤センター
- (3) 旭町学術資料展示館

(本部)

第13条 本学に、経営戦略本部、危機管理本部及び保健管理・環境安全本部を置く。

2 経営戦略本部に、次に掲げる組織を置く。

- (1) 学長室
- (2) IR推進室
- (3) 評価センター
- (4) 広報センター
- (5) 男女共同参画推進室
- (6) 教育戦略統括室
- (7) 国際戦略統括室

3 危機管理本部に、危機管理室を置く。

4 保健管理・環境安全本部に、次に掲げる組織を置く。

- (1) 保健管理センター
- (2) 環境安全推進室

第14条から第16条まで 削除

(事務局)

第17条 本学に、事務局を置く。

(組織等の設置)

第18条 本学に、第4条から前条までに定める組織等のほか、学長が定めるところにより、その他の組織を置くことができる。

第4節 職員，組織の長及び学長等の職務

(職員)

第19条 本学に、次に掲げる職員を置く。

学長  
副学長  
教授  
准教授  
講師  
助教  
助手  
副園長  
副校長  
教頭

- (1) 学長室
- (2) IR推進室
- (3) 評価センター
- (4) 広報センター
- (5) 男女共同参画推進室
- (6) 教育戦略統括室
- (7) 国際戦略統括室

3 危機管理本部に、危機管理室を置く。

4 保健管理・環境安全本部に、次に掲げる組織を置く。

- (1) 保健管理センター
- (2) 環境安全推進室

第14条から第16条まで 削除

(事務局)

第17条 本学に、事務局を置く。

(組織等の設置)

第18条 本学に、第4条から前条までに定める組織等のほか、学長が定めるところにより、その他の組織を置くことができる。

第4節 職員，組織の長及び学長等の職務

(職員)

第19条 本学に、次に掲げる職員を置く。

学長  
副学長  
教授  
准教授  
講師  
助教  
助手  
副園長  
副校長  
教頭

主幹教諭  
指導教諭  
教諭  
養護教諭  
栄養教諭  
事務職員  
技術職員  
教務職員  
その他必要な職員  
(学部長)

第20条 学部に、それぞれ学部長を置く。

(附属病院の長)

第21条 医歯学総合病院に、病院長を置く。

(学部附属の教育研究施設の長)

第22条 学部附属の教育研究施設に、それぞれ長を置く。

(附属学校の長)

第23条 教育学部の附属学校に、それぞれ校長(幼稚園にあつては、園長)を置く。

(学系長等)

第24条 教育研究院の学系に、それぞれ学系長を置く。

2 学系の系列に、それぞれ系列長を置く。

(附置研究所長等)

第25条 附置研究所に、それぞれ所長を置く。

2 脳研究所附属の研究施設に、それぞれ長を置く。

(機構長等)

第26条 機構に、それぞれ機構長を置く。

2 第12条第2項から第6項までの規定により置くこととされる組織に、それぞれ長を置く。

(本部長等)

第27条 本部に、それぞれ本部長を置く。

2 第13条第2項から第5項までの規定により置くこととされる組織に、それぞれ長

主幹教諭  
指導教諭  
教諭  
養護教諭  
栄養教諭  
事務職員  
技術職員  
教務職員  
その他必要な職員  
(学部長)

第20条 学部に、それぞれ学部長を置く。

(附属病院の長)

第21条 医歯学総合病院に、病院長を置く。

(学部附属の教育研究施設の長)

第22条 学部附属の教育研究施設に、それぞれ長を置く。

(附属学校の長)

第23条 教育学部の附属学校に、それぞれ校長(幼稚園にあつては、園長)を置く。

(学系長等)

第24条 教育研究院の学系に、それぞれ学系長を置く。

2 学系の系列に、それぞれ系列長を置く。

(附置研究所長等)

第25条 附置研究所に、それぞれ所長を置く。

2 脳研究所附属の研究施設に、それぞれ長を置く。

(機構長等)

第26条 機構に、それぞれ機構長を置く。

2 第12条第2項から第6項までの規定により置くこととされる組織に、それぞれ長を置く。

(本部長等)

第27条 本部に、それぞれ本部長を置く。

2 第13条第2項から第5項までの規定により置くこととされる組織に、それぞれ長

を置く。

第28条から第30条まで 削除

(組織の長の任命等)

第31条 第20条から第27条までに規定する組織の長の選考、任命、任期等に関し必要な事項は、新潟大学組織の長等に関する規則（以下「組織の長等に関する規則」という。）で定める。

(組織の長を補佐する者)

第32条 第20条から第27条までに規定する組織の長の職務を補佐するために置く副学部長その他の職は、組織の長等に関する規則において定める。

(学長、副学長及び学部長等の職務)

第33条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 副学長は、学長の職務を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 第20条から第27条までに規定する組織の長は、それぞれその組織に関する校務をつかさどる。

第5節 教育研究評議会及び教授会

(教育研究評議会)

第34条 本学の教育研究に関する重要事項の審議は、教育研究評議会において行う。

(教授会)

第35条 学部及び附置研究所に、それぞれ教授会を置く。

第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第36条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第37条 前条の学年を、次の2学期に分ける。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期の授業期間は、前半及び後半に分けることができる。

(休業日)

第38条 本学の休業日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

を置く。

第28条から第30条まで 削除

(組織の長の任命等)

第31条 第20条から第27条までに規定する組織の長の選考、任命、任期等に関し必要な事項は、新潟大学組織の長等に関する規則（以下「組織の長等に関する規則」という。）で定める。

(組織の長を補佐する者)

第32条 第20条から第27条までに規定する組織の長の職務を補佐するために置く副学部長その他の職は、組織の長等に関する規則において定める。

(学長、副学長及び学部長等の職務)

第33条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 副学長は、学長の職務を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 第20条から第27条までに規定する組織の長は、それぞれその組織に関する校務をつかさどる。

第5節 教育研究評議会及び教授会

(教育研究評議会)

第34条 本学の教育研究に関する重要事項の審議は、教育研究評議会において行う。

(教授会)

第35条 学部及び附置研究所に、それぞれ教授会を置く。

第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第36条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第37条 前条の学年を、次の2学期に分ける。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第38条 本学の休業日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 夏期休業（8月11日から9月30日まで）

(4) 冬期休業（12月27日から翌年1月6日まで）

(5) 春期休業（3月11日から3月31日まで）

2 必要がある場合は、各学部は、前項の休業日を変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、各学部は、臨時の休業日を定めることができる。

4 休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めようとするときは、あらかじめ学長の承認を得なければならない。

## 第2章 学部通則

### 第1節 修業年限及び在学年限

（修業年限）

第39条 本学の学部の修業年限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 人文学部、教育学部、法学部、経済学部、理学部、医学部（保健学科に限る。）、歯学部（口腔生命福祉学科に限る。）、工学部、農学部及び創生学部においては、4年とする。

(2) 医学部（医学科に限る。）及び歯学部（歯学科に限る。）においては、6年とする。

2 本学において科目等履修生として一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他を勘案して学部が定める期間を、当該学部（医学部にあつては医学科又は保健学科、歯学部にあつては歯学科又は口腔生命福祉学科。次条及び第66条第1項において同じ。）の修業年限の2分の1を超えない範囲で、修業年限に通算することができる。

（在学年限）

第40条 学生が本学の学部<sup>に</sup>在学することができる年限は、その学部の修業年限の2倍を超えることができない。ただし、医学部医学科の第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次並びに第5年次及び第6年次の各2学年間におけるそれぞれの在学年限にあつては、4年を超えることができない。

### 第2節 入学資格、入学時期及び入学者の選抜等

（入学資格）

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 夏期休業（8月11日から9月30日まで）

(4) 冬期休業（12月24日から翌年1月6日まで）

(5) 春期休業（3月11日から3月31日まで）

2 必要がある場合は、各学部は、前項の休業日を変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、各学部は、臨時の休業日を定めることができる。

4 休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めようとするときは、あらかじめ学長の承認を得なければならない。

## 第2章 学部通則

### 第1節 修業年限及び在学年限

（修業年限）

第39条 本学の学部の修業年限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 人文学部、教育学部、法学部、経済学部、理学部、医学部（保健学科に限る。）、歯学部（口腔生命福祉学科に限る。）、工学部及び農学部においては、4年とする。

(2) 医学部（医学科に限る。）及び歯学部（歯学科に限る。）においては、6年とする。

2 本学において科目等履修生として一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他を勘案して学部が定める期間を、当該学部（医学部にあつては医学科又は保健学科、歯学部にあつては歯学科又は口腔生命福祉学科。次条及び第66条第1項において同じ。）の修業年限の2分の1を超えない範囲で、修業年限に通算することができる。

（在学年限）

第40条 学生が本学の学部<sup>に</sup>在学することができる年限は、その学部の修業年限の2倍を超えることができない。ただし、医学部医学科の第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次並びに第5年次及び第6年次の各2学年間におけるそれぞれの在学年限にあつては、4年を超えることができない。

### 第2節 入学資格、入学時期及び入学者の選抜等

（入学資格）

第41条 本学の学部に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
  - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
  - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
  - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (6) 文部科学大臣の指定した者
  - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
  - (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
  - (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、高等学校に2年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学の各学部が定める分野において特に優れた資質を有すると認められたものは、本学の学部に入学することができる。  
（入学の時期）

第42条 本学の学部の入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2学期の始めに入学させることができる。  
（入学者の選抜等）

第43条 本学の学部に入学を志願する者については、別に定めるところにより入学者の選抜を行う。

第41条 本学の学部に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
  - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
  - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
  - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (6) 文部科学大臣の指定した者
  - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
  - (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
  - (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、高等学校に2年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学の各学部が定める分野において特に優れた資質を有すると認められたものは、本学の学部に入学することができる。  
（入学の時期）

第42条 本学の学部の入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2学期の始めに入学させることができる。  
（入学者の選抜等）

第43条 本学の学部に入学を志願する者については、別に定めるところにより入学者の選抜を行う。

2 前項の入学者選抜における合格者の認定は、その学部の教授会の議を経て、学長が行う。

(入学の許可)

第43条の2 合格者が、所定の期日までに、所定の入学料を納付したとき(入学料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された場合を含む。)は、学長はその入学を許可する。

第3節 教育課程の編成、教育内容等の改善のための組織的研修、開設計画、履修の方法、単位の計算方法、単位の授与、学修成果の評価、履修科目の登録の上限、他大学の授業科目の履修等

(教育課程の編成方針)

第44条 本学は、本学及び学部等(学部及び学科又は課程をいう。以下この条及び次条において同じ。)の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法等)

第45条 本学は、教養教育に関する授業科目及び専門教育に関する授業科目を総合した教育課程を編成するものとする。

2 前項の教育課程は、到達目標を明示した教育課程(以下、「主専攻プログラム」という。)又は到達目標を学生自らが創造する教育課程とする。

3 本学は、前項の教育課程のほか、学生が履修する主専攻プログラムに係る分野と異なる特定分野又は特定課題(以下「副専攻」という。)に関する教育課程(以下「副専攻プログラム」という。)を編成するものとする。

4 教育課程の編成に当たっては、授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に適切に配当するものとする。

5 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用による多様な方法により実施するものとする。

6 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項の入学者選抜における合格者の認定は、その学部の教授会の議を経て、学長が行う。

(入学の許可)

第43条の2 合格者が、所定の期日までに、所定の入学料を納付したとき(入学料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された場合を含む。)は、学長はその入学を許可する。

第3節 教育課程の編成、教育内容等の改善のための組織的研修、開設計画、履修の方法、単位の計算方法、単位の授与、学修成果の評価、履修科目の登録の上限、他大学の授業科目の履修等

(教育課程の編成方針)

第44条 本学は、本学及び学部等(学部及び学科又は課程をいう。以下この条及び次条において同じ。)の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法等)

第45条 本学は、教養教育に関する授業科目及び専門教育に関する授業科目を総合し、教育目標を明示した教育課程(以下「主専攻プログラム」という。)を編成するものとする。

2 本学は、主専攻プログラムのほか、学生が所属する学部等の専攻に係る分野以外の特定分野又は特定課題(以下「副専攻」という。)に関する教育課程(以下「副専攻プログラム」という。)を編成するものとする。

3 教育課程の編成に当たっては、授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に適切に配当するものとする。

4 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用による多様な方法により実施するものとする。

5 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

7 第4項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第46条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(授業科目の開設計画)

第47条 各年度における授業科目の開設計画は、各学部教育課程に基づき、新潟大学における授業科目の開設に関する規程の定めるところに従い、教育・学生支援機構が決定するものとする。

2 教育・学生支援機構は、前項の開設計画の決定に当たり、各学部及び教育研究院と密接に連携しなければならない。

(授業科目の履修方法等)

第48条 授業科目の区分並びにそれらの単位数、履修方法等は、新潟大学における授業科目の区分等に関する規則及び各学部の定めるところによる。

(単位の計算方法)

第49条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

6 第4項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第46条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(授業科目の開設計画)

第47条 各年度における授業科目の開設計画は、各学部教育課程に基づき、新潟大学における授業科目の開設に関する規程の定めるところに従い、教育・学生支援機構が決定するものとする。

2 教育・学生支援機構は、前項の開設計画の決定に当たり、各学部及び教育研究院と密接に連携しなければならない。

(授業科目の履修方法等)

第48条 授業科目の区分並びにそれらの単位数、履修方法等は、新潟大学における授業科目の区分等に関する規則及び各学部の定めるところによる。

(単位の計算方法)

第49条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

3 個々の授業科目の単位の計算方法は、前2項の規定に基づき、教育・学生支援機構が定める。

(単位の授与)

第50条 授業科目の修了の認定は、その授業科目についての出席及び試験の成績等に基づき行うものとし、それに合格した学生には、所定の単位を与える。ただし、前条第2項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第51条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第52条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に規定する単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(1年間の授業期間)

第53条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第54条 削除

(他の大学等における授業科目の履修等)

第55条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生がその学部が協議をした他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 学生は、前項の他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ所属する学部の承認を受けなければならない。

3 前2項の規定に基づき学生が修得した他の大学又は短期大学の授業科目の単位に

3 個々の授業科目の単位の計算方法は、前2項の規定に基づき、教育・学生支援機構が定める。

(単位の授与)

第50条 授業科目の修了の認定は、その授業科目についての出席及び試験の成績等に基づき行うものとし、それに合格した学生には、所定の単位を与える。ただし、前条第2項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第51条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第52条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に規定する単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(1年間の授業期間)

第53条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第54条 削除

(他の大学等における授業科目の履修等)

第55条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生がその学部が協議をした他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 学生は、前項の他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ所属する学部の承認を受けなければならない。

3 前2項の規定に基づき学生が修得した他の大学又は短期大学の授業科目の単位に

については、60単位を超えない範囲で、その学部で修得したものとみなすことができる。

4 前3項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（休学期間中の外国の大学等における授業科目の履修等）

第55条の2 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が休学期間中に外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条第3項及び第4項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（大学以外の教育施設等における学修）

第56条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、所属する学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、第55条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第57条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学若しくは外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

については、60単位を超えない範囲で、その学部で修得したものとみなすことができる。

4 前3項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（休学期間中の外国の大学等における授業科目の履修等）

第55条の2 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が休学期間中に外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条第3項及び第4項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（大学以外の教育施設等における学修）

第56条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、所属する学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、第55条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第57条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学若しくは外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第55条第3項及び第4項、第55条の2第1項並びに前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第58条 各学部は、その定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第39条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第59条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする学生は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部及び学科又は課程において所要資格を取得することができる教員の免許状の種類は、各学部が定めるところによる。

第4節 卒業、学位の授与及び副専攻の認定証書の授与

(卒業)

第60条 卒業の要件は、第39条第1項に規定する修業年限以上在学し、かつ、各学部の定めるところにより、所定の授業科目及び単位数(124単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては、188単位以上)を修得するものとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数(以下「卒業要件単位数」という。)のうち、第45条第5項の授業の方法により修得することができる単位数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 卒業要件単位数が124単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては、188単位。以下同じ。)の場合は、60単位を超えないものとする。

(2) 卒業要件単位数が124単位を超える場合は、第45条第4項の授業の方法により64単位以上(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては、128単位以上)の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

3 学校教育法第89条の規定により、本学の学部の学生(医学部医学科及び歯学部歯学科に在学するものを除く。)でその学部に3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が、卒業の要件としてその学部の定

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第55条第3項及び第4項、第55条の2第1項並びに前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第58条 各学部は、その定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第39条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第59条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする学生は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部及び学科又は課程において所要資格を取得することができる教員の免許状の種類は、各学部が定めるところによる。

第4節 卒業、学位の授与及び副専攻の認定証書の授与

(卒業)

第60条 卒業の要件は、第39条第1項に規定する修業年限以上在学し、かつ、各学部の定めるところにより、所定の授業科目及び単位数(124単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては、188単位以上)を修得するものとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数(以下「卒業要件単位数」という。)のうち、第45条第5項の授業の方法により修得することができる単位数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 卒業要件単位数が124単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては、188単位。以下同じ。)の場合は、60単位を超えないものとする。

(2) 卒業要件単位数が124単位を超える場合は、第45条第4項の授業の方法により64単位以上(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては、128単位以上)の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

3 学校教育法第89条の規定により、本学の学部の学生(医学部医学科及び歯学部歯学科に在学するものを除く。)でその学部に3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が、卒業の要件としてその学部の定

める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第39条第1項第1号の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。この場合において、各学部は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第147条に規定する要件を満たさなければならない。

4 第1項に規定する卒業の要件を満たした学生に対する卒業及び前項に規定する卒業の認定は、その学部の教授会の議を経て、学長が行う。

（学士の学位の授与）

第61条 本学の学部を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称その他学士の学位に関し必要な事項については、新潟大学学位規則で定める。

（副専攻の認定証書の授与）

第61条の2 副専攻プログラムの授業科目について所定の単位を修得し、その副専攻の学習成果の認定を受けた者には、前条の学士の学位と併せて副専攻認定証書を授与する。

第5節 編入学、再入学、転部、転入学、休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

（編入学）

第62条 本学の学部編入学を志願する者がある場合は、学期の始めに限り、各学部の定めるところにより選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、その学部の相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定によるもののほか、第4条第2項の表に第2年次編入学定員又は第3年次編入学定員の定めがある学部に編入学を志願する者がある場合は、その学部の定めるところにより選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、入学を許可する。

3 前2項における入学の許可については、第43条の2の規定を準用する。

4 第1項及び第2項の規定により編入学することができる者の入学資格については、別に定める。

5 第1項及び第2項の規定により編入学を許可された者の入学前に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その学部が認定する。

（再入学）

める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第39条第1項第1号の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。この場合において、各学部は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第147条に規定する要件を満たさなければならない。

4 第1項に規定する卒業の要件を満たした学生に対する卒業及び前項に規定する卒業の認定は、その学部の教授会の議を経て、学長が行う。

（学士の学位の授与）

第61条 本学の学部を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称その他学士の学位に関し必要な事項については、新潟大学学位規則で定める。

（副専攻の認定証書の授与）

第61条の2 副専攻プログラムの授業科目について所定の単位を修得し、その副専攻の学習成果の認定を受けた者には、前条の学士の学位と併せて副専攻認定証書を授与する。

第5節 編入学、再入学、転部、転入学、休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

（編入学）

第62条 本学の学部編入学を志願する者がある場合は、学期の始めに限り、各学部の定めるところにより選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、その学部の相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定によるもののほか、第4条第2項の表に第2年次編入学定員又は第3年次編入学定員の定めがある学部に編入学を志願する者がある場合は、その学部の定めるところにより選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、入学を許可する。

3 前2項における入学の許可については、第43条の2の規定を準用する。

4 第1項及び第2項の規定により編入学することができる者の入学資格については、別に定める。

5 第1項及び第2項の規定により編入学を許可された者の入学前に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その学部が認定する。

（再入学）

第63条 本学の学部を第70条の規定により退学した者又は第71条第1号若しくは第4号に該当し除籍された者で、同一の学部にも再入学することを志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより、学期の始めに限り、選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、その学部の相当年次に入学を許可することがある。

2 前項における入学の許可については、第43条の2の規定を準用する。

3 前項の規定により再入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その学部が認定する。

(転部及び転入学)

第64条 本学の学部の学生で本学の他の学部にも転部を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより、学期の始めに限り、選考の上、転部を許可することがある。

2 他の大学に在学している者及び我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で本学の学部にも転入学を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより、学期の始めに限り、選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、入学を許可することがある。

3 前項における入学の許可については、第43条の2の規定を準用する。

4 前2項の規定により転部又は転入学を許可された学生の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その学部が認定する。

(休学)

第65条 疾病その他の事由により、引き続き2月以上修学することができない学生は、所属する学部の学部長の承認を受けて、その学期又は学年に限り、休学することができる。

2 疾病その他の事由によって、修学することが不相当と認められる学生に対しては、その学生が所属する学部の学部長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第66条 休学期間は、延長することができる。ただし、休学期間は、通算してその学生が所属する学部の修業年限を超えることができない。

2 医学部医学科における前項ただし書きの適用については、原則として第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次並びに第5年次及び第6年次の各2学年間にお

第63条 本学の学部を第70条の規定により退学した者又は第71条第1号若しくは第4号に該当し除籍された者で、同一の学部にも再入学することを志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより、学期の始めに限り、選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、その学部の相当年次に入学を許可することがある。

2 前項における入学の許可については、第43条の2の規定を準用する。

3 前項の規定により再入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その学部が認定する。

(転部及び転入学)

第64条 本学の学部の学生で本学の他の学部にも転部を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより、学期の始めに限り、選考の上、転部を許可することがある。

2 他の大学に在学している者及び我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で本学の学部にも転入学を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより、学期の始めに限り、選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、入学を許可することがある。

3 前項における入学の許可については、第43条の2の規定を準用する。

4 前2項の規定により転部又は転入学を許可された学生の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その学部が認定する。

(休学)

第65条 疾病その他の事由により、引き続き2月以上修学することができない学生は、所属する学部の学部長の承認を受けて、その学期又は学年に限り、休学することができる。

2 疾病その他の事由によって、修学することが不相当と認められる学生に対しては、その学生が所属する学部の学部長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第66条 休学期間は、延長することができる。ただし、休学期間は、通算してその学生が所属する学部の修業年限を超えることができない。

2 医学部医学科における前項ただし書きの適用については、原則として第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次並びに第5年次及び第6年次の各2学年間にお

けるそれぞれの休学期間は、通算して2年を超えることができないものとする。

3 休学期間は、第40条の在学年限に算入しない。

(復学)

第67条 休学期間が満了した学生は、復学しなければならない。

2 休学期間中にその事由が消滅した場合は、復学することができる。

3 復学しようとするときは、あらかじめ所属する学部の学部長へ届け出なければならない。

(転学)

第68条 学生は、他の大学に転学しようとする場合は、あらかじめ所属する学部の学部長の許可を受けなければならない。

(留学)

第69条 学生は、外国の大学等に留学しようとする場合は、あらかじめ所属する学部の学部長の承認を受けなければならない。

2 留学した期間は、第39条第1項に規定する修業年限及び第40条に規定する在学年限に算入する。

(退学)

第70条 病気その他やむを得ない事由がある場合は、退学することができる。

2 退学しようとするときは、所属する学部の学部長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第71条 次の各号のいずれかに該当する学生は、その学生が所属する学部の教授会の議を経て、学部長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第40条に規定する在学年限を超えた者

(3) 第66条第1項ただし書に規定する休学期間を超えた者

(4) 入学料の免除又は徴収猶予を願い出て、許可されなかった者及び入学料の半額免除又は徴収猶予を許可された者で所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなかった者

(5) 行方不明の届出のあった者

第6節 表彰及び懲戒

(表彰)

けるそれぞれの休学期間は、通算して2年を超えることができないものとする。

3 休学期間は、第40条の在学年限に算入しない。

(復学)

第67条 休学期間が満了した学生は、復学しなければならない。

2 休学期間中にその事由が消滅した場合は、復学することができる。

3 復学しようとするときは、あらかじめ所属する学部の学部長へ届け出なければならない。

(転学)

第68条 学生は、他の大学に転学しようとする場合は、あらかじめ所属する学部の学部長の許可を受けなければならない。

(留学)

第69条 学生は、外国の大学等に留学しようとする場合は、あらかじめ所属する学部の学部長の承認を受けなければならない。

2 留学した期間は、第39条第1項に規定する修業年限及び第40条に規定する在学年限に算入する。

(退学)

第70条 病気その他やむを得ない事由がある場合は、退学することができる。

2 退学しようとするときは、所属する学部の学部長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第71条 次の各号のいずれかに該当する学生は、その学生が所属する学部の教授会の議を経て、学部長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第40条に規定する在学年限を超えた者

(3) 第66条第1項ただし書に規定する休学期間を超えた者

(4) 入学料の免除又は徴収猶予を願い出て、許可されなかった者及び入学料の半額免除又は徴収猶予を許可された者で所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなかった者

(5) 行方不明の届出のあった者

第6節 表彰及び懲戒

(表彰)

第72条 学長は、表彰に値する行為があった学生を表彰することができる。

2 前項のほか、学部長は、その学部に所属する学生で表彰に値する行為があった者を表彰することができる。

(懲戒)

第73条 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長が懲戒を行うものとする。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

第7節 検定料、入学料及び授業料

(検定料)

第74条 本学の学部に、入学、編入学、再入学及び転入学を出願する者は、本学が定める額の検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第75条 入学者の選抜並びに編入学、再入学及び転入学の選考に合格した者は、所定の期日までに本学が定める額の入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第76条 授業料の額は、本学が定めるものとし、前期及び後期の2期に分け、それぞれ次の期において、年額の2分の1に相当する額を徴収する。

前期 4月

後期 10月

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、その年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 入学年度の前期若しくは後期に係る授業料又は入学年度の前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(復学、転学、退学及び停学の場合の授業料)

第77条 学期の途中で復学する場合は、その月分からの授業料を徴収する。

2 学期の途中において、第68条の規定に基づき転学し、若しくは第70条の規定に基づき退学し、又は第73条第2項の退学を命ぜられた場合は、その転学若しくは退学した日又は退学を命ぜられた日の属する前条第1項に規定するその期の授業料を徴収する。

第72条 学長は、表彰に値する行為があった学生を表彰することができる。

2 前項のほか、学部長は、その学部に所属する学生で表彰に値する行為があった者を表彰することができる。

(懲戒)

第73条 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長が懲戒を行うものとする。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

第7節 検定料、入学料及び授業料

(検定料)

第74条 本学の学部に、入学、編入学、再入学及び転入学を出願する者は、本学が定める額の検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第75条 入学者の選抜並びに編入学、再入学及び転入学の選考に合格した者は、所定の期日までに本学が定める額の入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第76条 授業料の額は、本学が定めるものとし、前期及び後期の2期に分け、それぞれ次の期において、年額の2分の1に相当する額を徴収する。

前期 4月

後期 10月

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、その年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 入学年度の前期若しくは後期に係る授業料又は入学年度の前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(復学、転学、退学及び停学の場合の授業料)

第77条 学期の途中で復学する場合は、その月分からの授業料を徴収する。

2 学期の途中において、第68条の規定に基づき転学し、若しくは第70条の規定に基づき退学し、又は第73条第2項の退学を命ぜられた場合は、その転学若しくは退学した日又は退学を命ぜられた日の属する前条第1項に規定するその期の授業料を徴収する。

3 第73条第2項に規定する停学を命ぜられた場合は、その期間中の授業料を徴収する。

(納付した検定料、入学料及び授業料の取扱い)

第78条 納付した検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、納付した者等の申出により、その各号において定める額を還付する。

(1) 出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下2段階目の選抜」という。）を行う場合において検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となった場合 別に定める第2段階目の選抜に係る検定料の額

(2) 学部の一般選抜及び欠員補充第2次募集の出願受付後において、出願した者が大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明し、本学が当該選抜の受験を認めなかった場合 別に定める第2段階目の選抜に係る検定料相当額

(3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかった場合 その検定料相当額

(4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかった場合 その入学料相当額

(5) 入学を許可するときに授業料を納付した者が、学年の始めに入学する場合は3月31日まで、第2学期の始めに入学する場合は9月30日までに入学を辞退した場合 その授業料相当額

(6) 前期に係る授業料の徴収の際、後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期に係る授業料の徴収時期前に休学若しくは退学した場合又は死亡若しくは行方不明のため除籍した場合 後期に係る授業料相当額

(7) 前期に係る授業料の徴収の際、後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期に係る授業料の徴収時期中に休学した場合 別に定める授業料の免除相当額

2 前項の規定にかかわらず、検定料、入学料又は授業料を納付した後に次条の規定により当該検定料、入学料又は授業料を免除した場合は、その免除相当額を還付する。

(検定料、入学料及び授業料の免除及び徴収猶予)

第79条 検定料は、別に定めるところにより、免除することがある。

2 入学料は、別に定めるところにより、免除又は徴収猶予することがある。

3 第73条第2項に規定する停学を命ぜられた場合は、その期間中の授業料を徴収する。

(納付した検定料、入学料及び授業料の取扱い)

第78条 納付した検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、納付した者等の申出により、その各号において定める額を還付する。

(1) 出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下2段階目の選抜」という。）を行う場合において検定料を納付した者が第1段階目の選抜で不合格となった場合 別に定める第2段階目の選抜に係る検定料の額

(2) 学部の一般選抜及び欠員補充第2次募集の出願受付後において、出願した者が大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明し、本学が当該選抜の受験を認めなかった場合 別に定める第2段階目の選抜に係る検定料相当額

(3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかった場合 その検定料相当額

(4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかった場合 その入学料相当額

(5) 入学を許可するときに授業料を納付した者が、学年の始めに入学する場合は3月31日まで、第2学期の始めに入学する場合は9月30日までに入学を辞退した場合 その授業料相当額

(6) 前期に係る授業料の徴収の際、後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期に係る授業料の徴収時期前に休学若しくは退学した場合又は死亡若しくは行方不明のため除籍した場合 後期に係る授業料相当額

(7) 前期に係る授業料の徴収の際、後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期に係る授業料の徴収時期中に休学した場合 別に定める授業料の免除相当額

2 前項の規定にかかわらず、検定料、入学料又は授業料を納付した後に次条の規定により当該検定料、入学料又は授業料を免除した場合は、その免除相当額を還付する。

(検定料、入学料及び授業料の免除及び徴収猶予)

第79条 検定料は、別に定めるところにより、免除することがある。

2 入学料は、別に定めるところにより、免除又は徴収猶予することがある。

3 授業料は、別に定めるところにより、免除又は徴収猶予することがある。

### 第3章 補則

第1節 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人留学生  
(科目等履修生)

第80条 本学の学生以外の者で、本学の学部において一又は複数の授業科目の履修を志望する者がある場合は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

(研究生)

第81条 本学の学生以外の者で、本学の学部、附置研究所その他学内組織において、特定の専門事項について研究を志望する者がある場合は、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第82条 他の大学の学部又は他の短期大学の学生で、本学の学部又はグローバル教育センターにおいて授業科目（グローバル教育センターにあつては、短期留学プログラムに係る授業科目）の履修を希望する者がある場合は、その他の大学等との協議に基づき、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(学部通則の適用)

第83条 本節に規定する科目等履修生、研究生及び特別聴講学生には、第36条から第38条まで、第70条から第73条及び第78条本文の規定を適用する。

2 科目等履修生、研究生及び特別聴講学生に係る検定料、入学料及び授業料については、別に定める。

(外国人留学生)

第84条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学の学部に入學を志願する者があるときは、特別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

### 第2節 全学講義及び公開講座

(全学講義)

第85条 学生の総合的知見を高めるため、全学講義を開催する。

(公開講座)

第86条 広く地域社会に生涯学習の機会を提供するため、公開講座を開設する。

3 授業料は、別に定めるところにより、免除又は徴収猶予することがある。

### 第3章 補則

第1節 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人留学生  
(科目等履修生)

第80条 本学の学生以外の者で、本学の学部において一又は複数の授業科目の履修を志望する者がある場合は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

(研究生)

第81条 本学の学生以外の者で、本学の学部、附置研究所その他学内組織において、特定の専門事項について研究を志望する者がある場合は、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第82条 他の大学の学部又は他の短期大学の学生で、本学の学部又はグローバル教育センターにおいて授業科目（グローバル教育センターにあつては、短期留学プログラムに係る授業科目）の履修を希望する者がある場合は、その他の大学等との協議に基づき、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(学部通則の適用)

第83条 本節に規定する科目等履修生、研究生及び特別聴講学生には、第36条から第38条まで、第70条から第73条及び第78条本文の規定を適用する。

2 科目等履修生、研究生及び特別聴講学生に係る検定料、入学料及び授業料については、別に定める。

(外国人留学生)

第84条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学の学部に入學を志願する者があるときは、特別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

### 第2節 全学講義及び公開講座

(全学講義)

第85条 学生の総合的知見を高めるため、全学講義を開催する。

(公開講座)

第86条 広く地域社会に生涯学習の機会を提供するため、公開講座を開設する。

### 第3節 養護教諭特別別科

(養護教諭特別別科)

第87条 本学に、養護教諭特別別科を置く。

### 第4節 寄宿舍

(寄宿舍)

第88条 本学に、寄宿舍を置く。

(寄宿料)

第89条 寄宿料は、本学が定める額とし、徴収方法については、別に定める。

2 納付した寄宿料は、還付しない。

(寄宿料の免除)

第90条 寄宿料は、別に定めるところにより、免除することがある。

### 第5節 特別の課程

(特別の課程)

第91条 本学の学生以外の者を対象として、学校教育法第105条に規定する特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

### 第6節 規則等への委任

第92条 この学則に特別の定めがあるもののほか、この学則の規定に基づく組織の内部組織、運営等に関し必要な事項及びこの学則を実施するため必要な手続等については、学長、組織の長等が規則、規程等で定めることができる。

### 附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の規定中法学部及び歯学部口腔生命福祉学科の第3年次編入学定員に係る部分は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第17号）第2条の規定による廃止前の国立学校設置法に基づく新潟大学（以下「旧新潟大学」という。）の教育学部及び歯学部附属歯科技工士学校（以下「学部等」という。）は、第4条及び第7条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学部等に在学する者が当該学部等に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、当該学部等に在学する者の教育課程等は、なお旧新潟大学の学則の例による。

### 第3節 養護教諭特別別科

(養護教諭特別別科)

第87条 本学に、養護教諭特別別科を置く。

### 第4節 寄宿舍

(寄宿舍)

第88条 本学に、寄宿舍を置く。

(寄宿料)

第89条 寄宿料は、本学が定める額とし、徴収方法については、別に定める。

2 納付した寄宿料は、還付しない。

(寄宿料の免除)

第90条 寄宿料は、別に定めるところにより、免除することがある。

### 第5節 特別の課程

(特別の課程)

第91条 本学の学生以外の者を対象として、学校教育法第105条に規定する特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

### 第6節 規則等への委任

第92条 この学則に特別の定めがあるもののほか、この学則の規定に基づく組織の内部組織、運営等に関し必要な事項及びこの学則を実施するため必要な手続等については、学長、組織の長等が規則、規程等で定めることができる。

### 附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の規定中法学部及び歯学部口腔生命福祉学科の第3年次編入学定員に係る部分は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第17号）第2条の規定による廃止前の国立学校設置法に基づく新潟大学（以下「旧新潟大学」という。）の教育学部及び歯学部附属歯科技工士学校（以下「学部等」という。）は、第4条及び第7条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学部等に在学する者が当該学部等に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、当該学部等に在学する者の教育課程等は、なお旧新潟大学の学則の例による。

3 第4条第2の表に掲げる学生の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成29年度から平成31年度までの間は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	平成29年度	平成30年度	平成31年度
人文学部	人文学科	912	912	912
教育学部	学校教員養成課程	880	880	880
	学習社会ネットワーク課程	135	90	45
	生活科学課程	45	30	15
	健康スポーツ科学課程	90	60	30
	芸術環境創造課程	180	120	60
	計	1,330	1,180	1,030
法学部	法学科	730	730	730
経済学部	経済学科			
	昼間コース	660	660	660
	夜間主コース	100	100	100
	経営学科			
	昼間コース	430	430	430
	夜間主コース	60	60	60
計	1,250	1,250	1,250	
理学部	数学科	140	140	140
	物理学科	180	180	180
	化学科	140	140	140
	生物学科	80	80	80
	地質科学科	100	100	100
	自然環境科学科	120	120	120
	学部共通	20	20	20
	計	780	780	780

3 第4条第2の表に掲げる学生の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成27年度から平成29年度までの間は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人文学部	人文学科	912	912	912
教育学部	学校教員養成課程	880	880	880
	学習社会ネットワーク課程	180	180	180
	生活科学課程	60	60	60
	健康スポーツ科学課程	120	120	120
	芸術環境創造課程	240	240	240
	計	1,480	1,480	1,480
法学部	法学科	730	730	730
経済学部	経済学科			
	昼間コース	660	660	660
	夜間主コース	100	100	100
	経営学科			
	昼間コース	430	430	430
	夜間主コース	60	60	60
計	1,250	1,250	1,250	
理学部	数学科	140	140	140
	物理学科	180	180	180
	化学科	140	140	140
	生物学科	80	80	80
	地質科学科	100	100	100
	自然環境科学科	120	120	120
	学部共通	20	20	20
	計	780	780	780

医学部	医学科	753	755	757	医学部	医学科	751	753	755
	保健学科	680	680	680		保健学科	680	680	680
	計	1,433	1,435	1,437		計	1,431	1,433	1,435
歯学部	歯学科	260	260	260	歯学部	歯学科	260	260	260
	口腔生命福祉学科	92	92	92		口腔生命福祉学科	92	92	92
	計	352	352	352		計	352	352	352
工学部	機械システム工学科	352	352	352	工学部	機械システム工学科	352	352	352
	電気電子工学科	292	292	292		電気電子工学科	292	292	292
	情報工学科	256	256	256		情報工学科	256	256	256
	福祉人間工学科	200	200	200		福祉人間工学科	200	200	200
	化学システム工学科	312	312	312		化学システム工学科	312	312	312
	建設学科	312	312	312		建設学科	312	312	312
	機能材料工学科	196	196	196		機能材料工学科	196	196	196
	学部共通	40	40	40		学部共通	40	40	40
	計	1,960	1,960	1,960		計	1,960	1,960	1,960
農学部	農業生産科学科	220	220	220	農学部	農業生産科学科	220	220	220
	応用生物化学科	200	200	200		応用生物化学科	200	200	200
	生産環境科学科	200	200	200		生産環境科学科	200	200	200
	学部共通	20	20	20		学部共通	20	20	20
	計	640	640	640		計	640	640	640
創生学部	創生学修課程	65	130	195					
合計		9,452	9,369	9,286	合計		9,535	9,537	9,539
<p>附 則</p> <p>この学則は、平成29年4月1日から施行する。</p>									

○新潟大学創生学部教授会規程（案）

平成29年4月1日

（趣旨）

第1条 この規程は、新潟大学教授会通則（平成16年規則第9号。以下「通則」という。）第9条の規定に基づき、創生学部教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 教授会は、創生学部の担当を命ぜられた教員をもって組織する。

（会議の開催）

第3条 教授会は、原則として、月1回定例に開催するものとする。ただし、臨時に開催することができる。

2 教授会の構成員（海外渡航中の者及び休職中の者を除く。以下同じ。）は、5分の1以上の構成員の賛成を得て、文書をもって教授会の開催を要求することができる。

（議長の職務を代理する者）

第4条 通則第5条第3項の規定により、議長が事故あるときにその職務を代理する者として指名する者は、副学部長とする。

（議案の提出）

第5条 教授会の議案は、議長が提出する。

2 教授会の構成員は、5人以上の構成員の賛成を得て、文書をもって教授会への議案の提出を要求することができる。

（議事及び議決）

第6条 教授会は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した構成員の過半数で決する。この場合において、議長は、議決に加わらない。

3 前項において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前2項の規定にかかわらず、議長が特別の必要があると認める議事については、

出席した構成員の3分の2以上の多数をもって議決することができる。

(議事録の作成及び確認)

第7条 教授会に議事録を備え、議事の概要を記録し、次回の教授会において確認を得るものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、構成員の3分の2以上が出席する教授会において、出席した構成員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営等に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。